

(健Ⅱ169)

令和2年6月10日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事

平川 俊夫



母子保健医療対策総合支援事業における令和2年度第二次補正予算に係る

Q&A について

今般、令和2年5月27日に令和2年度二次補正予算案が閣議決定されたことを踏まえ、厚生労働省より、母子保健事業の実施にあたり、標題 Q&A について各都道府県、指定都市及び中核都市宛て別添の事務連絡がなされ、本会へも情報提供がありましたので、ご連絡申し上げます。

事 務 連 絡
令和 2 年 6 月 8 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

「母子保健医療対策総合支援事業における令和 2 年度第二次補正予算に係る
Q&A 」について

母子保健行政の推進については、かねてより特段のご配慮をいただいているところであり、深く感謝申し上げます。

標記につきまして、別添のとおり、各都道府県、指定都市及び中核市宛て通知しましたので、御了知いただきたくよろしくお願いたします。

事務連絡
令和2年6月3日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕 母子保健主管部（局） 御中

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

母子保健医療対策総合支援事業における令和2年度第二次補正予算に係る
Q&Aについて

平素より、母子保健行政に格別のご高配賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年5月27日に令和2年度第二次補正予算案が閣議決定されましたが、事業の内容等について、各自治体より、ご質問が寄せられているところです。

つきましては、事業の実施に当たり、参考となるよう、Q&Aを作成しましたので、ご活用いただきますようお願い申し上げます。

都道府県におかれましては、貴管内の市町村に対しても、周知いただきますようお願い申し上げます

記

別添「母子保健医療対策総合支援事業における令和2年度第二次補正予算に係るQ&A（令和2年6月3日時点）」

（担当）
厚生労働省子ども家庭局
母子保健課 母子保健係
Tel:03-5253-1111（内線4975、4978）
Fax:03-3595-2680
E-mail:boshihoken@mhlw.go.jp

母子保健医療対策総合支援事業における令和2年度第二次補正予算に係る
Q & A （令和2年6月3日時点）

【総論】

問1 本事業の補助の対象となるのは、閣議決定または国会での予算成立時点からなのか。令和2年度第二次補正予算案が成立する以前から、自治体において、同様の事業を行っていた場合に、遡って対象になるのか。

（答）

当事業については、令和2年4月1日に遡って適用することを考えています。ただし、その場合でも、補助の申請に際しては、別途お示しする実施要綱に定める要件を満たす必要があります。

【ウイルスに感染した妊産婦への支援】

問2 ウイルスに感染した妊産婦への支援について、都道府県が実施主体となっているが、どのように実施するのか。

（答）

都道府県が実施する場合、保健所において実施することが考えられるが、それ以外にも、事業者へ委託することや、管内の市町村と協力して実施する事が考えられます。

いずれにせよ、各地域の感染状況や業務状況を踏まえて、ご負担の少ない方法で実施いただければと考えています。

問3 交付要綱案に記載されている「医療機関と事務を調整する場合の補助」とはどのような経費か。当事業を助産師会などに委託した場合、この経費を活用しても差し支えないか。

（答）

「医療機関と事務を調整する場合の補助」は、陽性となった妊婦に関する情報を、医療機関とやりとりする際に生じる事務経費や、医療機関との調整に係る経費に対する補助であるため、寄り添い支援自体の事業に係る費用ではありません。

助産師会などに委託する場合は、寄り添い支援にかかる単価(妊産婦一人当たりの利用回数×15,000円)が事業費となりますので、そちらをご活用ください。

問4 交付要綱案に記載されている「都道府県調整事務費」の補助は、指定都市は対象外か。また、この経費によって、オンラインによる寄り添い支援の実施に必要な設備を整えても差し支えないか。

(答)

都道府県調整事務費は、寄り添い支援の実施にあたり、都道府県を補助対象として、管内市町村と打ち合わせを実施するための費用や、市町村との事務分担などを調整するための経費として計上しており、市町村を補助対象としたものではありません。

そのため、寄り添い支援の事業の実施に必要な設備を購入する費用は対象外です。

問5 既に寄り添い型支援と同様の事業を実施している場合や、産後ケア事業のアウトリ-チで対応する場合に、二次補正における寄り添い型支援を利用しなくても検査費用の補助を受けることは可能か。

(答)

既存事業で対応可能な場合には、新規に事業を創設する必要はありませんが、別途お示しする手引き等の内容をご確認いただき、本事業に求められる内容を実施していただく必要があります。

また、実施方法は委託等でも差し支えないですが、実施主体である都道府県等がその責任を明確化する必要があります。

問6 寄り添い型支援について、補助基準額の考え方に妊婦一人当たりへの支援回数が規定されているが、この回数の解釈如何。電話1回の対応でも、支援回数1回と計上して差し支えないか。

(答)

寄り添い型支援では、主に訪問による支援を想定しています。

1回の訪問で、妊産婦へ十分な支援を行った場合、産後ケア事業等を踏まえると、2時間程度を要すると考えられるが、電話やオンラインによる支援であっても、同程度の支援が必要であると考えます。

【不安を抱える妊婦への分娩前の検査】

問7 なぜ妊婦だけ PCR 検査の補助を行うのか。

(答)

現時点では、妊婦が一般人口集団と比べ、新型コロナウイルス感染症に対するリスクが高いことは示唆されておらず、また、妊娠期間中に、妊婦から胎児に垂直感染し重篤な影響を及ぼす可能性は低いとされています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で、妊婦の方は、医薬品の使用が制限されることや、自らの健康のみならず胎児への影響や出産後のことも懸念するなど、妊婦特有の不安を抱いて生活を送っています。

このようなことから、不安を抱える妊婦がかかりつけ産婦人科医と相談し、本人が希望する場合に、分娩前に PCR 等のウイルス検査を受けるための費用を補助することとしています。

問8 妊婦健診などの行政健診の一環として、本事業に基づく PCR 検査が行われるのか。

(答)

妊婦健診とは別途のものになります。

問9 なぜ希望する妊婦のみを対象として事業を実施するのか。全妊婦を PCR 検査の対象とすべきではないか。

(答)

本検査には、その性質上、実際には感染しているのに結果が陰性になること(偽陰性)や、感染していないのに結果が陽性になること(偽陽性)があります。

例えば、特異度が99.9%、感度が70%である検査を、有病率が0.1%の集団に対して実施した場合、その陽性的中率は約40%(検査の結果陽性と判定された者のうち、実際に感染しているのは約4割であり、残りの約6割の者は、感染していないにも関わらず、陽性と判定されてしまう)ことに留意が必要です。

そのため、偽陽性や、無症状病原体保有者の場合であっても、医師の判断により、

- ・入院や宿泊療養の適用になるなど生活が制約されることがある

- ・分娩場所や分娩方法が変更になる可能性がある
 - ・分娩後の一定期間、母子分離等となる可能性がある
- など、妊産婦が不利益を受けることが想定されます。

したがって、これらの点について、事前に丁寧に説明を行った上で、検査を希望する妊婦に対して検査を実施する場合に、補助することとしています。

問 10 妊婦は必ず PCR 検査を受けなければならないのか。

(答)

当事業は、新型コロナウイルス感染症によって不安を抱える妊婦に対し、その不安を解消するために実施するものであり、あくまで希望する妊婦に対して実施することとなります。

問 11 妊婦本人が発熱等の症状がある、または同居家族が新型コロナウイルスに感染しているなどの理由で、新型コロナウイルスへの感染が疑われる妊婦は、当事業による検査の対象になるのか。

(答)

当事業は、発熱等の感染を疑う症状がなく、新型コロナウイルスに対する不安を抱えている妊婦の方を対象としています。

一方、症状があるなど新型コロナウイルスへの感染が疑われる妊婦については、帰国者接触者外来、地域外来・検査センター(PCRセンター)等(地域によって名称が異なることがあります)において、医師が新型コロナウイルス感染症の疑いがあるとして検査が必要と判断した場合は、感染症法に基づく検査を受けていただくこととなり、当事業の対象にはなりません。

問 12 妊婦が受検した PCR 検査が保険適用だった場合、当事業に係る補助を実施しても差し支えないか。

(答)

当事業の主旨は、基本的には感染症法に基づく検査の対象とならない場合であって、新型コロナウイルス感染症に関して不安を抱えている妊婦に対し、その不安を解消するために、希望する妊婦に対して実施するものです。

このため、医師が患者の診療のために必要と認める場合に実施され、健康保険が適用となる新型コロナウイルスの PCR 検査については、当事業による PCR 検査とは、主旨・目的が異なりますので、当事業の対象にはなりません。

なお、保険適用による新型コロナウイルスに関する PCR 検査は行政検査の観点から有しているため、都道府県等との契約を締結の上実施していただくこととしており、自己負担分は国 2 分の 1、都道府県等 2 分の 1 の負担割合で公費負担となり、患者の自己負担は発生しません。

問 13 院内感染防止として、当事業を実施しても差し支えないか。

(答)

当事業の主旨は、新型コロナウイルス感染症に関して不安を抱いている妊婦に対し、その不安を解消するために、希望する妊婦に対して実施するものです。

このため、もっぱら院内感染防止を目的として、PCR 検査を実施する場合は、当事業の対象にはなりません。

問 14 PCR 検査の実施について、補助金が出るということだが、全妊婦が受検できるように予算が確保されているのか。

(答)

当補助事業を実施するに際しては、新型コロナウイルスに感染した妊産婦に対する支援体制等を構築する必要があります。

具体的には、

- ・ 第二次補正予算事業におけるウイルスに感染した妊産婦への寄り添い型支援
 - ・ 検査実施体制の確保、
 - ・ 検査で陽性になった妊婦に対する適切な周産期医療体制の確保
- を実施していただく必要があります。

これらの体制等を構築していただいた上で、希望する妊婦に対して検査が行えるように予算を確保しています。

問 15 令和 2 年度補正予算以前から、自治体において独自に PCR 検査の受検の補助を行っている場合、遡って対象となるのか。

(答)

当事業については、令和 2 年 4 月 1 日から遡って適用することを考えています。ただし、その場合でも、補助の申請に際しては、周産期医療体制の構築や、寄り添い支援の実施など、別途お示しする実施要綱に定める要件を満たす必要があると考えています。

問 16 PCR 検査の受検費用に係る支払い方法如何。

(答)

各自治体の実情に応じて実施いただくようお願いします。

具体的には、

- ・ 妊婦が一旦支払った費用について、領収書などに基づき、追って支払う償還払いの方法や、
- ・ 検査実施機関と事前に調整し、妊婦に費用の直接支払いが生じないように実施する

といった方法が考えられますが、いずれにせよ、柔軟な対応をお願いしたいと考えています。

問 17 PCR 検査の検体として、唾液を含めても差し支えないか。また、抗原キットを用いても差し支えないか。

(答)

唾液を用いた PCR 検査や抗原検査については、現時点では特に無症状の場合における精度等の点に課題があることから、無症状の妊婦を対象とした当事業では、当面は、鼻咽頭スワブ検体を用いた PCR 検査のみを補助の対象としています。

新型コロナウイルス感染症を発症してから、おおよそ9日間程度は、唾液でのウイルス検出率も比較的高いことが報告されていることから、新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状を発症してから9日以内の患者に限り、唾液検体を用いた PCR 検査が推奨されることとなりました。発症後10日目以降は唾液中のウイルス量が低下することが知られており、推奨されていません。

いずれにしても、当事業では、新型コロナウイルス感染症の症状を有しない無症状の妊婦を対象としたものであり、唾液検体を用いて検査を行うことは不適當と考えます。

問 18 PCR 検査の1回20,000円という単価の根拠・内訳を示されたい。

(答)

本事業は、新型コロナウイルス感染症の症状を有しない無症状の妊婦のうち、かかりつけ医と相談の上で受検希望をした者を対象としており、本事業による PCR 検査は通常の診療行為とはそもそも位置づけが異なるものです。それを前提に、診療報酬の点数を参考としつつ、以下の単価を念頭においています。

PCR 検査費用 18,000 円 (検体輸送代 4,500 円を含む)
咽頭ぬぐい 50 円
結果判断料 1,500 円

問 19 分娩前の検査について、分娩前とはどの程度の時期なのか。

(答)

分娩予定日の概ね 2 週間前を想定していますが、早産リスク等の妊婦それぞれの状況に応じて検査の時期が異なってきますので、かかりつけ医療機関などで医師と具体的な日程に関して相談いただきますようお願いいたします。

問 20 寄り添い型支援や検査費用の補助について、実施主体には特別区も含まれているのか。

(答)

お見込みのとおりです。東京都と特別区で実施内容について調整の上、実施いただきますようお願いいたします。

問 21 実施要綱の 4 .留意事項(3)において、検査費用の補助についても、住民票がない妊婦に対しても支援の対象とすること、とあるが、里帰り出産などの場合、どの自治体が支援するのか定まらないこととならないか。

(答)

寄り添い型支援や検査費用の補助については、事業の主旨や補助率を鑑み、住民票がない妊婦に対しても支援の対象とすることとしていますが、住民票がない状態が一時的であることが想定される場合には、基本的には、住民票のある自治体において支援を行っていただくことが、適当であると考えています。

その場合、住民票のある市区町村外の病院で検査を受けた場合の費用の補助は、償還払いで行っていただくことが考えられます。

ただし、妊婦にとって、住民票のない市区町村で支援を受けることが、利便性が高いなどの状況であれば、住民票のない自治体においても、検査費用の補助や、寄り添い型支援を実施いただく必要があると考えています。

不安を抱える妊婦への支援について、遺漏ないようにお願いいたします。

【オンラインによる保健指導等】

問 22 オンラインによる保健指導等を実施するに当たり、どのような経費が補助対象となるのか。

(答)

新型コロナウイルスの感染を踏まえた補助であるため、経常的に必要となる経費などを対象とすることは困難で有ると考えています。

ただし、オンラインで実施するために必要となる通信設備の開設経費や、パソコン・タブレット、その他のビデオ通話等に必要なカメラなど周辺機器を購入いただくことは可能であると考えています。

【育児等支援サービスの提供】

問 23 里帰り出産が困難な妊産婦を対象とするとされているが、妊婦が里帰り出産を行うことをどのように確認するのか。同一市内であっても、里帰り出産と判断して差し支えないか。

(答)

基本的には、長距離の移動を伴う里帰りが困難となり、親族等からの育児等支援を得られなくなった妊産婦の方を念頭においています。

本事業の対象となるかは、分娩予定日、分娩を検討している医療機関や、里帰り先で支援をしてくれる方との関係などの状況を聞き取っていただくといった確認をお願いします。

【乳幼児健診の個別化】

問 24 外出自粛期間中に3～4か月健診を受診できなかった子が、6か月目に健診を受診した場合、当補助の対象として差し支えないか。

(答)

お見込みのとおりです。

問 25 個別健診を普段から行っているが、今回の補助で対象となるか。

(答)

新型コロナウイルスの感染防止を目的として、時限的に集団から個別に切り替えた場合に補助を実施するものであり、従前から個別健診を実施してきた市町村は対象となりません。

問 26 6～7か月健診を実施しており、今般、新型コロナウイルスを契機に集団検診から個別健診に切り替える場合には、当補助事業の対象として差し支えないか。

(答)

全国的に、3～4か月健診を実施している自治体は多いため、その影響を鑑み、今回の補助の対象としています。

ただし、3～4か月健診を実施していないが、同様の趣旨で、従前から6～7か月などの乳児の時期に健診を実施しており、今般、個別健診へ切り替える場合には、当事業の対象として差し支えないと考えます。

別 紙

令和 2 年度母子保健衛生費国庫補助金（令和 2 年度第二次補正予算分）交付要綱

（通則）

- 1 令和 2 年度母子保健衛生費国庫補助金（令和 2 年度第二次補正予算分）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金交付規則（平成 12 年 厚生省 令第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。
労働省

（交付の目的）

- 2 この補助金は、次世代育成支援対策の推進等に必要な総合的施策として、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを交付の目的とする。

（交付の対象）

- 3 この補助金は、平成 17 年 8 月 23 日雇児発第 0823001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」に基づき実施する次の事業を交付の対象とする。
 - （1）新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業
 - ① ウイルスに感染した妊産婦に対する寄り添い型支援
 - ア 都道府県、指定都市、中核市、特別区、保健所設置市（以下「都道府県等」という。）が行う事業
 - イ 市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び民間団体等が行う事業に対して、都道府県等が補助する事業
 - ② 不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査
都道府県等が行う事業
 - ③ オンラインによる保健指導等実施
市町村が実施する事業
 - ④ 育児等支援サービス
市町村が実施する事業
 - （2）乳幼児健康診査個別実施支援事業

（交付額の算定方法）

4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。

ただし、算出された合計額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 直接補助事業

① 別表の第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

② ①により選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を算出する。

(2) 間接補助事業

3 (1) ①イの事業

① 別表の第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

② ①により選定された額と都道府県等が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を算出する。

(交付の条件)

5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業に要する各種目間の経費の変更については、厚生労働大臣の承認を要しない者とする。

(2) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。

(5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(8) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理

し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別紙様式第5により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

- (10) 都道府県及び市町村は、国からの概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく市町村又は民間団体等に交付しなければならない。

- (11) 都道府県は、間接補助金を市町村に交付する場合には、以下に掲げる条件を付さなければならない。

- ① (1) から (9) までに掲げる条件。

ただし、(1) から (4) まで及び (9) 中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、(5) 及び (6) 中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(6) 及び (9) 中「国庫」とあるのは「都道府県」と、(5)、(8) 及び (9) 中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

- ② 間接補助金を民間団体に交付する場合には、市町村が以下の条件を付さなければならない旨の条件

- ア (1) から (9) までに掲げる条件。

ただし、(1) から (4) まで及び (9) 中「厚生労働大臣」とあるのは「市町村長」と、(5) 及び (6) 中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「市町村長の承認」と、(6) 及び (9) 中「国庫」とあるのは「市町村」と、(5) 及び (8) 中「補助金」とあるのは「間接補助金」と、(6) の規定中「50万円」とあるのは、「30万円」と読み替えるものとする。

イ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定によ

り厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- ③ 都道府県が付した条件に基づき市町村長が承認する場合には、あらかじめ都道府県知事の承認を受けなければならない。
- (12) (10) により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (13) 間接補助金を民間団体等に交付する場合には、以下の条件を付さなければならない。

① (1) から (9) までに掲げる条件。

ただし、(1) から (4) まで及び (9) 中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」（市町村の場合は「市町村長」）と、(5) 及び (6) 中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」（市町村の場合は「市町村長の承認」）と、(6) 及び (9) 中「国庫」とあるのは「都道府県」（市町村の場合は「市町村」）と、(5) 及び (8) 中「補助金」とあるのは「間接補助金」と、(5) の規定中「50 万円」とあるのは「30 万円」と読み替えるものとする。

② 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について 証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (14) (13) により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (15) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

6 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

- (1) 適正化法第 26 条第 2 項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

市町村長（保健所設置市市長、特別区区長を除く。以下同じ。）は、別紙様式第 2 による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めるときは、これを取りまとめるうえ、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) (1) 以外で都道府県、保健所設置市及び特別区がこの補助金の交付を受ける場合

都道府県知事、保健所設置市及び特別区の長は、別紙様式第2による申請書を別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

7 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式第3による変更交付申請書を6に定める申請手続の例により、別に定める日までに行うものとする。

なお、当初申請時の提出書類と比較して、申請額の増減又は事業の新設・中止等の変更がないものについては、提出を要しない。

(交付決定の通知)

8 都道府県知事は、3の事業について厚生労働大臣の交付の決定（決定の変更を含む。）があったときには、市町村長に対し、別紙様式第2-2又は別紙様式第3-2により速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

(交付決定を行うまでの標準的期間)

9 厚生労働大臣は、6又は7による申請書が到達した日から起算して原則として50日以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(概算払)

10 厚生労働大臣は、この補助金について必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において、概算払をすることができる。

(実績報告)

11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 適正化法第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

市町村長は、別紙様式第4による報告書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめるうえ、翌年度4月10日まで(5の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から起算して1か月を経過した日)に厚生労働大臣に提出しなければならない。

(2) (1) 以外で都道府県、保健所設置市及び特別区が補助金の交付を受けた場合
都道府県知事、保健所設置市及び特別区の長は、別紙様式第4による報告書を翌年度4月10日まで(5の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から起算して1か月を経過した日)に厚生労働大臣に提出するものとする。

働大臣に提出しなければならない。

(国庫補助金の額の確定の通知)

- 12 都道府県知事は、3の事業について厚生労働大臣の交付額の確定があったときは、市町村長に対し、別紙様式第4-2により、速やかに確定の通知を行うものとする。

(補助金の返還)

- 13 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 14 特別の事情により、4、6、7及び11に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別 表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
直接補助事業	新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業	○ウイルスに感染した妊産婦に対する寄り添い型支援 15,000円×妊産婦一人に対する支援回数×妊産婦数 ・医療機関と事務を調整する場合の補助 425,000円（1自治体当たり） ・都道府県調整事務費 892,000円（1都道府県当たり）	新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業のうち、左記に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、備品購入費、使用料及び賃借料、扶助費、負担金、補助及び交付金	10/10
		○不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査事業 20,000円×妊産婦数	新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業のうち、左記に必要な需用費、役務費、委託料、扶助費、負担金、補助及び交付金	10/10
		○オンラインによる保健指導等実施 1,900,000円（1市町村等当たり）	新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業のうち、左記に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、備品購入費、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金	1/2 （市区町村） 1/2
		○育児等支援サービス 妊産婦の属する一世帯当たりにつき、10,000円×利用回数（月4回を限度）×実施月数（半年を限度）	新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業のうち、左記に必要な委託料、扶助費、負担金、補助及び交付金	1/2 （市区町村） 1/2

	乳幼児健康診査個別実施支援事業	○医科：5,930円×子どもの人数 ○歯科：3,510円×子どもの人数	乳幼児健康診査個別実施支援事業の実施に必要な委託料、扶助費、負担金、補助及び交付金	1/2 (市区町村) 1/2
間接補助事業	新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業	○ウイルスに感染した妊産婦に対する寄り添い型支援 15,000円×妊産婦一人に対する支援回数×妊産婦数	新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業のうち、左記に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、備品購入費、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金	10/10